

令和5年10月施行『インボイス制度』 ～わたしたちへの影響って？～

《インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは？》

簡単に言うと「今まで認められていた消費税分の控除が認められなくなる」というものです。

そもそも、センターが会員の皆さまにお支払いしている配分金には、消費税が含まれています。この消費税は、本来、国（税務署）に納めるものですが、年間の課税売上額（配分金総額）が1,000万円以下の皆さまは、現状、納税義務が免除されています。

しかし、インボイス制度が始まると、課税事業者登録をして適格請求書を発行する事業者（インボイスを発行できる事業者）との取引しか、消費税の控除を受けられなくなります。

センターにとっては、（会員さま一人一人がインボイス発行事業者とならない限り）

配分金に含まれる消費税分の控除ができなくなり、センターがその分を納税しなくてはなりません。

つまり、会員の皆さまが受け取る配分金にかかる消費税の扱いについて、今までと変わっていく可能性がある、という制度です。

《何が変わるの？》

今までは納める必要のなかった（免除されていた）配分金に含まれる消費税分について、センターでの納税が必要となります。しかし、この分の費用負担をどうするか、全国のシルバーでさまざまな方法が検討されています。

【例】配分金11,000円の会員さんの場合

現在（令和5年9月30日まで）

請求で支払われる金額：11,000円		センターにかかる経費 1,100円 ※事務費が10%の場合
配分金本体 10,000円	消費税 1,000円	

配分金に含まれる消費税分については、納税を免除されていました。
（年間課税売上高1,000万円以下の方）

センターで
控除できる

事務費・補助金等で支払い
配分金にかかる消費税の支払いは発生しない

インボイス制度が始まると…

配分金に含まれる消費税分の免除がなくなる

しかし、その負担をどうするかは、受注単価が決まって、受注する業務の詳細・発注者の動向などを考えながら検討する必要がありますので、現時点では未定です

《わたしたちの配分金はどうなるの？》

当センターとしては、業務効率化や発注者様への料金交渉等により、極力会員の皆さまへの影響が出ないように尽力いたしますが、今後の状況によって、やむを得ず会員の皆さまにご協力をお願いする場合は、ご理解いただきますようお願いいたします。

この制度について、方針が決まり次第、改めてご説明いたします。

詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度公表サイト」をご参照ください →→

